

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
[有]	無期限
平成20年6月25日 平成30年6月24日	

基発第0625011号  
平成20年6月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

派遣労働者に対する最低賃金の履行確保について

派遣中の労働者については、これまで派遣元事業場に適用される最低賃金が適用されてきたところであるが、今般、最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号）により改正される最低賃金法第13条及び第18条によって、派遣先事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金及び派遣先の事業と同種の事業又は派遣先事業場で使用される同種の労働者の職業について適用される特定最低賃金が適用されることとされたところである。

については、平成20年7月1日以降に実施する派遣元事業場又は派遣先事業場に対する監督指導時においては、下記に示すところにより、派遣労働者に係る最低賃金の履行確保に遺憾なきを期されたい。

記

1 派遣元事業場に対する監督指導時の対応



[Redacted text block]

なお、当該監督指導に際しては、事前に近隣の都道府県の地域別最低賃金額及び特定最低賃金額について把握しておくこと。

2 派遣先事業場に対する監督指導時の対応

[Redacted text block]